

○蕪崎市空き家バンク事業実施要綱

令和5年3月24日告示第16号

令和6年3月19日告示第8号

蕪崎市空き家バンク事業実施要綱

蕪崎市空き家バンク制度要綱（令和3年5月蕪崎市告示第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、蕪崎市における空き家の有効活用を通して、本市への定住促進及び地域の活性化を図るため、蕪崎市空き家バンク制度及び当該制度に係る補助金等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築及び所有し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸等（以下「売買契約等」という。）を行うことができる者をいう。
- (3) 市内業者 市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人及び市内で事業を営む個人事業者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売買契約等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し紹介を行う仕組みをいう。
- (5) リフォーム工事 空き家の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために市内業者を活用し、個人が行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- (6) 家財処分 空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具について、市内業者を活用して個人が処分するものをいう。
- (7) 解体工事 空き家バンクを利用した物件の解体及び除去を行う工事をいう（空き家の一部のみ解体及び除去を行う工事を除く。）。
- (8) 成約者 空き家バンクを利用し、所有者等と空き家の売買契約等を締結した者をいう。
- (9) 入居者 空き家バンクの利用により、売買契約等を締結し新たに空き家への入居が決定している者又は売買契約等は未締結だが、売買若しくは賃借に係る所有者等の同意が書面により得られている者で、リフォーム工事若しくは家財処分が完了するまでに売買契約等の締結を行うものをいう。
- (10) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。
- (11) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る費用をいう。
- (12) 自治会 蕪崎市地区長設置規則（昭和31年11月蕪崎市規則第8号）別表の区域ごとに定められた地区の自治会をいう。

（適用上の注意）

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はこれらと密接な関係を有している者と認められる者は、空き家バンクを利用することはできない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（第1号様式）及び空き家バンク登録カード（第2号様式。次条において「登録カード」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書（第3号様式）を当該所有者等に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

5 市長は、第1項の規定による申込みを行った所有者等に対し、当該所有者等の希望により当該空き家に関する交渉及び売買契約等について、社団法人山梨県宅地建物取引業協会への媒介をあっせんできるものとする。

(空き家に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書（第4号様式）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、変更内容を確認の上、登録カードの変更を行うものとする。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 登録者は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は空き家バンクの登録を取り消そうとするときは、空き家バンク取消し願い書（第5号様式）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届け出があったとき及び空き家の登録から2年を経過したときは、当該空き家台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク取消し通知書（第6号様式）を当該登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年間を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(登録空き家情報の公開等)

第7条 第4条第2項の規定により登録した空き家に関する情報（次項において「登録空き家情報」という。）の一部は、市のホームページ等により公開する。

2 前項の規定により公開する登録空き家情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 住所地（字まで）
- (4) 契約方法
- (5) 希望価格
- (6) 概要
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) 主要施設等までの距離
- (10) 位置図及び間取り図
- (11) 写真

(空き家バンク利用希望者の要件)

第8条 空き家バンクの利用希望者は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、韮崎市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) 法人格を有する民間事業者で、法人名義で空き家の売買契約等を締結し、従業員用の社宅として使用するもの
- (4) その他市長が適当と認めた者
(空き家バンク内覧の申込み及び通知)

第9条 空き家バンクの登録物件を内覧しようとする者は、空き家バンク内覧申込書（第7号様式）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。次条において同じ。）その他の必要事項を記入し、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対して通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく内覧しようとする者へ回答し、市長へその回答内容を報告するものとする。
(空き家バンク利用の申込み)

第10条 空き家バンク登録物件を利用しようとする利用希望者は、空き家バンク利用申込書（第8号様式）に希望物件の番号その他の必要事項を記入し、市長に申し込むものとする。
(登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 市長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買契約等並びに契約に関するトラブル等については、直接これに関与しないものとする。
(個人情報の取扱い)

第12条 登録者及び利用希望者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 空き家バンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならないこと。
- (5) 個人情報について漏洩、毀損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。
(補助金等)

第13条 市長は、空き家バンクへの登録並びに本市に移住及び定住をする者の支援をするため、次に掲げる奨励金、補助金等（以下「補助金等」という。）を交付するものとする。

- (1) 韮崎市空き家バンク登録促進地区協力奨励金 自治会が積極的に地域の空き家の利活用につながる活動に取り組み、地域内の空き家が空き家バンクに登録された場合に、その自治会に対し、交付するものをいう。ただし、同一の空き家に対し、1回に限り交付するものとする。

- (2) 蕪崎市空き家バンク登録者支援補助金 空き家バンクへ登録するときの、空き家の不動産登記及び相続登記を行うために係る諸経費の一部を登録者へ補助するものをいう。ただし、同一の空き家又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。
- (3) 蕪崎市空き家バンク成約者支援補助金 空き家バンク成約時に係る仲介手数料及び引越費用の一部を補助するものをいう。ただし、同一人に対し、1回に限り交付するものとする。
- (4) 蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金 空き家バンクに登録された物件においてリフォームするときの工事費用に対し、登録者又は成約者が個人の場合において、その諸経費の一部を補助するものをいう。ただし、同一の空き家又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。
- (5) 蕪崎市空き家バンク家財等処分補助金 空き家バンクに登録された物件において残存する家財等の処分の費用に対し、登録者又は成約者が個人の場合において、その諸経費の一部を補助するものをいう。ただし、同一の空き家又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。
- (6) 蕪崎市空き家バンク解体工事補助金 空き家バンクに登録された物件において解体及び除去を行うときの工事費用に対し、登録者又は成約者が個人の場合において、その諸経費の一部を補助するものをいう。
- (7) 蕪崎市空き家バンク成約時祝金 空き家の売買契約等の成約に至った場合に、当該空き家の登録者に対し、交付するものをいう。ただし、平成29年7月1日以前に空き家バンクへ登録されたものは除くものとし、同一の空き家に対し、1回に限り交付するものとする。

(補助金等の対象者等)

第14条 前条に規定する補助金等の対象者、補助対象経費、補助金等の額及び申請期間は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

- (1) 前条各号に掲げる補助金等のうち、国、他の地方公共団体、公益法人等による同等の補助金等を受ける場合
- (2) 前条第3号から第6号までに掲げる補助金にあつては、成約者が法人の場合
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる補助金にあつては、蕪崎市持家住宅定住促進助成金交付要綱（令和2年3月蕪崎市告示第45号）又は蕪崎市住まいるマイホーム助成金交付要綱（令和6年3月蕪崎市告示第24号）に規定する助成金を受けている、又は受ける予定がある場合

(補助金等の交付申請)

第15条 補助金等の交付を受けようとする者は、蕪崎市空き家バンク補助金等交付申請書（第9号様式）に、別表第2に掲げる申請時の必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金等の交付決定等)

第16条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金等の交付の可否を決定したときは、蕪崎市空き家バンク補助金等交付・不交付決定通知書（第10号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）のうち、第13条第1号及び第7号に規定する補助金等の申請者に対し、速やかに、当該補助金等を交付するものとする。

（実績報告）

第17条 交付決定者のうち、第13条第2号から第6号までに規定する補助金等の申請者は、補助金等に係る事業を終えた日から30日又は補助金等の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、韮崎市空き家バンク補助金等実績報告書（第11号様式）に、別表第2に掲げる実績報告時の必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第18条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、韮崎市空き家バンク補助金等額確定通知書（第12号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金等の請求及び交付）

第19条 前条に規定する確定通知書を受けた交付決定者は、韮崎市空き家バンク補助金等交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の請求書を受理したときは、請求金額を確認し、補助金等を交付するものとする。

（補助金等の取消し等）

第20条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。

（2） 補助金等の交付の決定の内容、法令又はこの告示に違反したとき。

（3） 所有者等が、第13条第2号の補助金等の交付を受けた日から起算して2年以内に空き家を取り壊したとき、又は登録を取り止めたとき。

（4） 所有者等が、第13条第4号及び第5号に規定する補助金等の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家を取り壊したとき、又は登録を取り止めたとき。

（5） 入居者が、第13条第3号の補助金等の交付を受けた日から起算して2年以内に転居又は転出をしたとき。

（6） 入居者が、第13条第4号から第6号までに規定する補助金等の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出をしたとき。

（7） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（補則）

第21条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（韮崎市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱の廃止）

2 韮崎市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱（平成30年3月韮崎市告示第19号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際現に廃止前の韮崎市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱及び韮崎市空き家バンク活用支援事業補助金交付要綱（令和2年3月韮崎市告示第13号）の規定によ

りなされた決定その他の手続は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(この告示の失効)

4 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

5 この告示の失効の時に現に第16条第1項に規定する補助金等の交付の決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月19日告示第8号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第14条関係)

| 補助金等 | 補助金等対象者等 | 補助対象経費 | 補助金額 | 申請期間 |
|----------------------|---|---|---|-------------------------------|
| 韮崎市空き家バンク登録促進地区協力奨励金 | 自治会（空き家の所有者等と空き家バンクの登録に向けた交渉をした結果、空き家バンクに登録された場合に限る。） | — | 2万円 | 空き家バンクへの物件登録後、速やかに |
| 韮崎市空き家バンク登録者支援補助金 | 次に掲げる要件を満たす空き家の所有者等 (1) 空き家バンクに空き家を登録しようとする者 (2) 当該空き家が過去に空き家バンクの登録を受けていないこと。 (3) 本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納していない者 | 次に掲げる経費で、経費の合計額が5万円以上となるもの (1) 空き家の不動産登記及び相続登記を行うために係る登記手数料 (2) 不動産登記を行う資格を有する司法書士及び弁護士に係る登記委託料 | 補助対象経費の2分の1の額又は10万円のうちいずれか少ない額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 | 空き家バンク登録申込書の提出と同時 |
| 韮崎市空き家バンク成約者支援補助金 | 第4条第2項に規定する空き家バンク登録台帳に登録された空き家の入居者であって、次に掲げる要件を満たす者。ただし、法人が成約者の場合を除く。 (1) 第10条に規定する利用申込みを行っ | 次に掲げる経費で、経費の合計額が5万円以上となるもの (1) 仲介手数料 (2) 引越費用 | 補助対象経費の2分の1の額又は10万円のうちいずれか少ない額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、 | 売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年を経過する日まで |

| | | | | |
|--------------------------|--|--|---|---|
| | <p>た利用希望者</p> <p>(2) 当該空き家の所有者等の3親等以内の親族でない者</p> <p>(3) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない者</p> <p>(4) 本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納していない者</p> | | これを切り捨てるものとする。 | |
| <p>韮崎市空き家バンクリフォーム補助金</p> | <p>次のいずれかに該当する者で、本市に納付すべき市税等のうち納期が到来しているものを滞納していないもの</p> <p>(1) 空き家バンクの登録者</p> <p>(2) 入居者であって、空き家の所有者等の3親等以内の親族でないもの。ただし、法人が成約者の場合を除く。</p> | <p>市内業者による居住部分に係るリフォーム工事で、当該工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が20万円以上であること。</p> | <p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は100万円のうちいずれか少ない額の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> | <p>売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から1年を経過するまでの期間</p> |
| <p>韮崎市空き家バンク家財等処分補助金</p> | | <p>居住部分に係る家財処分で、次に掲げる要件を満たす費用。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を除く。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄</p> | <p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は10万円のうちいずれか少ない額の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> | |

| | | | | |
|-------------------------|--|--|---|-------------------------------------|
| | | <p>物処理業の許可を受けている市内業者が実施するものであること。</p> <p>(2) 経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が5万円以上であること。</p> | | |
| <p>蕪崎市空き家バンク解体工事補助金</p> | | <p>市内業者による居住部分に係る解体及び除去を行う工事で、当該工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が20万円以上であること（空き家の一部のみの解体及び除去を行う工事を除く。）。</p> | <p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は50万円のうちいづか少ない額（補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> | |
| <p>蕪崎市空き家バンク成約時祝金</p> | <p>次に掲げる要件を満たす空き家バンクの登録者</p> <p>(1) 空き家バンクに基づいて、空き家の売買契約等を成約している者</p> <p>(2) 成約者が所有者等の3親等以内の親族でない者</p> <p>(3) 本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納していない者</p> <p>(4) 平成29年7月1日以降に空き家バンクへ登録した者</p> | — | 10万円 | <p>空き家バンクに基づく空き家の売買契約等の成約後、速やかに</p> |

別表第2（第15条及び第17条関係）

| 補助金等 | 必要書類 | |
|------------------------------------|--|--|
| | 申請時 | 実績報告時 |
| 蕪崎市空き家バンク登録促進地区協力奨励金 | 空き家バンク登録に係る交渉等の活動内容のわかるもの（任意様式） | — |
| 蕪崎市空き家バンク登録者支援補助金 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 登記している物件の場合は、登記事項証明書（土地又は建物） (2) 登記していない物件の場合は、次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 底地の登記事項証明書 イ 固定資産税家屋台帳の写し又は固定資産納税通知書 (3) 不動産登記及び相続登記に要する費用の見積書の写し (4) 本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類 (5) その他市長が必要と認める書類 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 登記をした土地又は建物の登記事項証明書 (2) 補助対象経費に係る領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類 |
| 蕪崎市空き家バンク成約者支援補助金 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 仲介手数料の見積書の写し (2) 引越費用の見積書の写し (3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し (4) 本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類 (5) その他市長が必要と認める書類 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費に係る領収書の写し (2) 空き家に転居した後の住民票の写し (3) その他市長が必要と認める書類 |
| 蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金・蕪崎市空き家バンク解体工事補助金 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し (2) 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真 (3) 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類の写し (4) 工事に係る所有者等の同意が | <ul style="list-style-type: none"> (1) 空き家に転居した後の住民票の写し（入居者に限る。） (2) 工事に係る費用の領収書の写し (3) 工事を行った箇所の完了後の写真 (4) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申 |

| | | |
|--------------------------|--|---|
| | <p>得られたことを証する書類（入居者に限る。）</p> <p>(5) 本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> | <p>請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> |
| <p>韮崎市空き家バンク家財等処分補助金</p> | <p>(1) 撤去及び処分に係る費用の明細書及び見積書の写し</p> <p>(2) 撤去及び処分を要する居住部分の室内の写真</p> <p>(3) 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類</p> <p>(4) 撤去及び処分に係る所有者等の同意が得られたことを証する書類（入居者に限る。）</p> <p>(5) 本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> | <p>(1) 空き家に転居した後の住民票の写し（入居者に限る。）</p> <p>(2) 撤去及び処分に係る費用の領収書の写し</p> <p>(3) 撤去及び処分を行った箇所の完了後の写真</p> <p>(4) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> |
| <p>韮崎市空き家バンク成約時祝金</p> | <p>(1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> | <p>—</p> |